

平成29年7月12日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**6月2日改正民法公布**
— 施行は公布日から3年以内 —

平成29年5月26日参院本会議で「民法の一部を改正する法律」が可決成立しました。今回の改正はインターネットの普及等、社会・経済の変化への対応を図り、また現行民法の条文の趣旨を明確化し、確立した判例・学説を明文化することにより、国民にわかりやすい内容を示して消費者保護を図ることも狙いとしています。主な改正点は次にあげるようなものです。

◎消滅時効

改正前) ・一般債権は権利を行使できるときから10年行使しない場合時効で消滅
・職業別に短期時効の定めあり(飲食店1年、弁護士2年、医者3年・・・)

改正後) ・債権は、①債権者が権利を行使できることを知った時から5年間行使しない場合、又は、②権利を行使できるときから10年行使しない場合、のいずれか早い時点で時効により消滅

・職業別の短期時効の定めを廃止

◎法定利率

利息を払うべき場合、利率について当事者間に合意がなければ法定利率によりその利息を計算

改正前) 年5%の固定利率

改正後) 改正当初3年間は年3%。その後、3年毎に法務大臣が告示する基準割合を用いて利率を計算

◎保証人

改正後) 事業のための借入金の保証人が個人である場合には、保証契約の締結の前に、その個人が公正証書により保証債務を履行する意思を表示していなければ保証契約は無効

(但し、保証人がその借入金の主たる債務者の役員、大株主、業務に従事する配偶者、共同経営者等、経営状況を認識できる関係にある場合には公正証書は不要)

◎敷金の返還の際の原状回復義務

確立していた判例を明文化したものです。

・賃借人は賃借物の原状回復義務を負うが、通常の使用による損耗、経年変化の修繕義務は除く

◎定型約款

現行民法にはなかった、「定型取引」(ネットショッピング等、多数の相手方に対して同一の内容で契約することが契約者双方にとって合理的である取引)の「約款」(契約内容の条項の総体)についての規定。通常取引では契約の個別条項ごとの合意が必要だが、「定型取引」を行う旨の合意をただで「定型約款」の個別の条項につき合意したとみなされる要件や、合意しなかったとみなされる場合等を条文に規定